

# 「感冒様症状に係る届出制度」

## 証明書発行について

体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等）のあるものは、**登校を控えて**ください。その場合、「神戸大学感冒様症状者にかかる届出制度」に基づき、**学生は教務学生担当係へ必ず連絡**してください。

## 感冒様症状に係る届出制度証明書の発行を希望される方へ

- 1, ご自身の所属学部教務学生担当係に連絡を入れて、体調の報告、登校開始日の確認などをして、登校可能日が確定しましたら以下の申請用紙をプリントアウトしてください。

証明書の申請用紙は[こちら](#)。

- 2, 申請用紙を記入したら、登校可能日当日以降に各キャンパスの保健管理センターへ、郵送にて送付下さい。

注) 名谷キャンパス所属の方は、六甲台の神戸大学保健管理センターまで郵送下さい。

- 3, 申請いただきました証明書については、保健管理センターより所属学部教務学生担当係へ送ります。もし、一旦ご自身にお渡しいただきたいということであれば、返送用封筒を必ず同封ください。
- 4, 新型コロナウイルス感染症と診断された方は、所属学部教務学生係へ連絡してください（保健管理センターへの連絡は不要となります）。また、「感冒様症状に係る届出制度証明書」の申請は不要ですが、個別の事情で証明書の発行を希望される場合は、お申し出てください。

## 登校を控える期間について

**症状が出現してから、8日を経過するまで、かつ、薬剤を使わない状態で全ての症状がおさまり、3日を経過するまで**

・インフルエンザを診断された方は、発症後5日を経過かつ解熱後2日を経過するまで。期間を過ぎれば、登校可能です。

★**新型コロナウイルス感染症と診断された場合、登校停止となります。必ず教務学生担当係へ連絡の上、医療機関や保健所から指示された期間を守り療養してください。**療養終了後は、療養が終了した旨を**教務学生担当係**へ連絡してください。

注) 療養期間終了後も引き続き、マスクの着用や毎朝の検温等体調管理を徹底し、体調不良の場合は登校を控えてください。

★**新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された場合は、教務学生担当係に必ず連絡をしてください。**保健所の指示に従い、感染拡大防止に努めてください。また、感染者との最終接触から14日間は登校を控え自宅学習等するように努めてください。

## 神戸大学保健管理センター

〒657-8501

神戸市灘区六甲台町1番1号

TEL 078-803-5245

FAX 078-803-5254

### 神戸大学保健管理センター 深江分室

〒658-0022

神戸市東灘区深江南町5-1-1

TEL 078-431-6232

FAX 078-431-6374

### 神戸大学保健管理センター 楠分室

〒650-0017

神戸市中央区楠町7-5-1

神戸大学医学部神緑会館内

TEL 078-382-5006

FAX 078-382-6747

### 神戸大学名谷地区保健管理室

〒654-0142

神戸市須磨区友が丘7-10-2

神戸大学医学部保健学科内

TEL 078-796-4537

FAX 078-796-4537